平成２７年（フ）第５号
岡山県苫田郡鏡野町入848番地の１
破産者　藤田　公子
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第８０３号
広島市安芸区船越３丁目９番18号
破産者　弘中　利門
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２号
山口県周南市扇町２番Ａ－303号
破産者　岩武　泰子
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２号
徳島県徳島市八万町夷山110－10　コーポマルハＡ101号、住民票上の住所徳島県鳴門市大津町木津野字北川縁37番地　ふるはうす301号
破産者　臼田　美隆
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３８号
徳島県阿波市市場町大野島字杉ノ前93番地１、旧住所愛媛県松山市一番町２丁目５番地25　１階
破産者　笠井　千晶
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１７号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓275番地６ハピネスライフ103号、住民票上の住所山口県下関市横野町１丁目６番９号
破産者　石塚　秀孝
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５１号
大分市大在北３丁目２番１Ａ－１－45　山末大揮方、住民票上の住所大分市青崎１丁目10番31号
破産者　山末　健治
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２５号
大分県臼杵市大字大野2113番地の38
破産者　亀井　佳純
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９３８号
神奈川県大和市桜森１丁目12番13号　エイサンス古谷田203
破産者　高島　祥子
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目15番１－507号
破産者　千田　一男
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７６号
横浜市戸塚区深谷町130番地　ハイツバンブー205号
破産者　飯田　祐子
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３号
長野県佐久市布施2477番地80
破産者　箕輪　　勝
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１１号
愛知県刈谷市大正町７丁目402番地　千歳荘106号
破産者　池田　裕子
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
広島市佐伯区八幡東３丁目２番１号
破産者　ＵＭＡＸこと　馬野　圭二
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
徳島県海部郡美波町奥河内字井ノ上258番地、住民票上の住所東京都中央区佃３丁目６番18－302号
破産者　木藤　　照
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３７号
徳島県三好市井川町吉岡165番地１
破産者　小松　良介
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第９３号
北九州市小倉北区黒住町18番10号（アメジスト黒住203号室）
破産者　馬場フジ子
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９９号
福岡県中間市朝霧３丁目７番10号
破産者　麻生千恵子
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５号
熊本県菊池市森北1410番地２、住民票上の住所熊本県菊池市森北1410番地１
破産者　中村　　稔
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係